

第 89 号議案

豊後大野市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

豊後大野市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。



豊後大野市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
(平成 25 年豊後大野市条例第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

